

住宅福祉

本冊子における、住宅に関する事項を再掲しています。

- 1. 安心住まい提供【再掲】……………237
- 2. 区営・区立福祉住宅【再掲】……………238
- 3. 高齢者世帯等住み替え家賃助成【再掲】……………239
- 4. 高齢者等入居支援事業【再掲】……………240
- 5. 高齢者向け優良賃貸住宅【再掲】……………240

1. 安心住まい提供

都市整備部住宅・マンション課

(1) ひとり親福祉【再掲 P. 62】

〔事業開始：平成7年4月〕

取り壊しによる立ち退き等により、住宅の確保に緊急を要し、現に困窮している18歳未満の子どものいるひとり親家庭の方に対して、区が借り上げている民間アパートの居室を提供します。

居室利用料は、アパートの借り上げ料及び所得に応じて決定します。

- ① 区内に引き続き2年以上居住していること。
- ② 独立して日常生活を営めること。
- ③ 所得基準を超えないこと
(月額所得214,000円以下)。

※福祉総務課入居相談グループへ事前の相談が必要です。

【安心住まい提供 実績】

(各年度末)

年 度	2	3	4	5	6
	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯
入居者数	1	1	1	1	1

(2) 高齢者福祉【再掲 P. 105】

〔事業開始：昭和53年4月〕

取り壊しによる立ち退き等により、住宅の確保に緊急を要し、現に困窮していることが明らかである65歳以上の方で、以下の方に対して、区が借り上げている民間アパートの居室を提供します。

居室利用料は、アパートの借上げ料及び所得に応じて決定します。

- ① 区内に引き続き2年以上居住していること。
- ② 独立して日常生活を営めること。
- ③ 所得基準を超えないこと
(月額所得214,000円以下)

※福祉総務課入居相談グループへ事前の相談が必要です。

【安心住まい提供 実績】

(各年度末)

年 度	借 上 数	入 居 者 数
	戸数	世帯
2	165	130
3	158	128
4	161	118
5	158	121
6	148	127

※入居者数は、ひとり親世帯、障害者世帯を含む。

(3) 障害福祉【再掲 P. 141】

〔事業開始：平成4年4月〕

取り壊しによる立ち退き等により、住宅の確保に緊急を要し、現に困窮している障害者を含む世帯の方に対して、区が借り上げている民間アパートの居室を提供します。居室料はアパートの借り上げ料及び所得に応じて決定します。

- ① 区内に引き続き2年以上居住していること。
- ② 独立して日常生活を営めること。
- ③ 所得基準を超えないこと
(月額所得214,000円以下)

※福祉総務課入居相談グループへ事前の相談が必要です。

【安心住まい提供 実績】

(各年度末)

年度	入居者数
	世帯
2	16
3	16
4	14
5	11
6	16

2. 区営・区立福祉住宅 都市整備部住宅・マンション課

(1) ひとり親福祉【再掲P.62】

住宅に困っているひとり親世帯向けの住宅です。申し込みができる方は、次のとおりです。

- ① 区内に1年以上在住していること。
- ② 配偶者がいないこと。

③ 18歳未満の子どものみと世帯を構成していること。

④ 独立して日常生活を営めること。

⑤ 公営住宅の所得基準を超えないこと。

(月額所得 214,000 円以下)

【福祉住宅の概要】

名 称	所在地	建物・構造	開設年月日	住戸数
要町第二つつじ苑	要町 1-6-6	鉄筋コンクリート 地上5階建	平9.4.1	11

(2) 高齢者福祉【再掲P.104】

住宅に困っている高齢の一人暮らしや世帯のために、安否確認装置など、高齢者が安心して住めるような設備のついた住宅です。

(1) 区内に5年以上在住していること。

(2) 65歳以上の一人暮らしまたは高齢者のみの世帯であ

ること。

(3) 独立して日常生活を営めること。

(4) 公営住宅の所得基準を超えないこと。

(月額所得 214,000 円以下)

【既開設住宅一覧】

名 称	所 在 地	建物・構造	開設年月日	住戸数	区 分
要町つつじ苑	要町 3-9-16	鉄筋コンクリート 地上6階建	平3.6.1	単身用 15 世帯用 1	区 立
千川つつじ苑	千川 2-9-10	鉄筋コンクリート 地上3階建	平4.5.16	単身用 24 世帯用 6	区 営
巣鴨つつじ苑	巣鴨 4-15-11	鉄筋コンクリート 地上3階建	平4.12.1	単身用 13	区 立
長崎つつじ苑	長崎 6-34-10	鉄筋コンクリート 地上5階建	平5.5.16	単身用 28 世帯用 2	区 立
西池袋つつじ苑	西池袋 3-11-10	鉄筋コンクリート 地上5階建	平6.5.16	単身用 12	区 営
西巣鴨つつじ苑	西巣鴨 2-1-4	鉄筋コンクリート 地上3階建	平6.10.17	単身用 11 世帯用 4	区 営
南大塚つつじ苑	南大塚 1-8-12	鉄筋コンクリート 地上3階建	平7.5.17	単身用 13 世帯用 2	区 営
南長崎つつじ苑 (車いす使用者用併設)	南長崎 1-14-9	鉄筋コンクリート 地上4階建	平8.3.1	単身用 20 世帯用 3	区 立
北大塚つつじ苑 (障害者・車いす使用者 用併設)	北大塚 1-33-22	鉄骨・鉄筋コンクリート 地上11階建	平9.4.16	単身用 16 世帯用 4	区 営
池袋つつじ苑	池袋 2-23-14	鉄筋コンクリート 地上3階建	平10.8.1	単身用 14	区 営
池袋本町つつじ苑	池袋本町 1-30-14	鉄筋コンクリート 地上3階建	平10.8.1	単身用 13 世帯用 3	区 営
高田つつじ苑	高田 1-2-12	鉄筋コンクリート 地上3階建	平11.2.1	単身用 10	区 立
南長崎第二つつじ苑	南長崎 2-2-16	鉄筋コンクリート 地上3階建	平11.9.1	単身用 10	区 営
池袋本町第二つつじ苑	池袋本町 2-28-8	鉄筋コンクリート 地上4階建	平22.4.1	単身用 13	区 営

（３）障害福祉【再掲 P.141】

住宅に困っている障害者のために、段差をなくしたり、緊急通報装置等を設け、障害者の方が安心して生活できるよう配慮した住宅です。

申し込みができる方は、次のとおりです。

- ① 区内に１年以上在住していること。
- ② 本人または同居親族が障害者手帳等の交付を受けてい

る障害者であること。

（障害の種類、程度は募集ごとに異なります。）

③ 独立して日常生活を営めること。

④ 公営住宅の所得基準を超えないこと。

（月額 214,000 円以下）

【福祉住宅の概要】

名称	所在地	建物・構造	開設年月日	住戸数	区分
南長崎つつじ苑 (高齢者用併設)	南長崎 1-14-9	鉄筋コンクリート 地上 4 階建	H 8. 3. 1	単身用 1 世帯用 1	区 立
北大塚つつじ苑 (高齢者用併設)	北大塚 1-33-22	鉄骨・鉄筋コンクリート 地上 11 階建	H 9. 4. 16	単身用 1 世帯用 1	区 営

3. 高齢者世帯等住み替え家賃助成 福祉総務課

（１）ひとり親福祉【再掲 P.62】

〔事業開始：平成 4 年 4 月〕

区内の民間賃貸住宅に住む 18 歳未満の子どもを養育している方で、取り壊し等のため転居を求められたときや、主たる生計維持者と死別、離別により収入が著しく減少したために転居した方に基準家賃と転居後の家賃との差額の一部を助成します。

- ① 転居前の住宅に引続き 2 年以上居住していること。
- ② 所得制限額を越えないこと。
- ③ 生活保護法による保護を受けていないこと。
- ④ 助成期間は 5 年間です。

【実施状況】

年 度	2	3	4	5	6
	件	件	件	件	件
助成件数	19	17	14	11	8

（２）高齢者福祉【再掲 P.104】

〔事業開始：平成 3 年 4 月〕

区内の民間賃貸住宅に住んでいる高齢者の方で、取り壊し等により転居することが必要になったとき、基準家賃と転居後の家賃との差額の一部を助成します。

- ① 取り壊し等による立ち退き要求を受けていること。
- ② 転居前の住宅に引き続き 2 年以上居住していること。
- ③ 60 歳以上のひとり暮らし、または 60 歳以上の方で構成される世帯であること。
- ④ 所得基準額を超えないこと。
- ⑤ 生活保護法による保護を受けていないこと。

※事前申請が必要です。

※平成 31 年 4 月より、高齢者世帯の家賃助成期間が 7 年間となりました。

【住み替え家賃助成 実績】

年 度	助成件数
	件
2	60
3	105
4	114
5	133
6	132

（３）障害福祉【再掲 P. 141】

〔事業開始：平成 4 年 4 月〕

区内の民間賃貸住宅に住む障害者を含む世帯で、取り壊し等のため転居を求められたとき、または、著しい身体機能の低下により現在の住宅で済み続けることが困難な場合に、基準家賃と転居後の家賃との差額の一部を助成します。

- ① 取り壊し等による立ち退き要求を受けていること。
- ② 転居前の住宅に引き続き 2 年以上居住していること。
- ③ 身体障害者手帳 4 級以上、愛の手帳 3 度以上または精神障害者保健福祉手帳 3 級以上を所持する方を含む世帯。
- ③ 所得基準を超えないこと。
- ⑤ 生活保護法による保護を受けていないこと。

※身体機能低下の場合は、上記④・⑤および身体障害者手帳 2 級以上であること。

※事前の申請が必要です。

※平成 31 年 4 月より、障害者世帯の家賃助成期間が 7 年間となりました。

【住み替え家賃助成実績】

年度	助成件数
2	7
3	10
4	11
5	16
6	17

4. 高齢者等入居支援事業【再掲 P. 105】 福祉総務課

〔事業開始：平成 14 年 4 月〕

民間賃貸住宅への転居を希望する 60 歳以上の高齢者世帯に対して、国の家賃債務保障制度や、都のあんしん入居制度を利用して入居の円滑化を図るため、公益社団法人東京都宅地建物取引業協会豊島区支部、(社)全日本不動産協会豊島文京支部と協定を結び、制度の普及啓発・対象物件情報の収集等を行います。

＜家賃等債務保証制度＞〔事業開始：平成 15 年 4 月〕

身元保証人が見つからないために、民間賃貸住宅への入居が困難となっている高齢者等が保証料を自己負担することで、保証人の代わりに民間保証会社の家賃等の債務保証を受けることができます。一定の条件に該当する方には、保証料等の一部を区が助成します。

年 度	2	3	4	5	6
	件	件	件	件	件
住宅に関する情報提供	305	203	159	51	37
家賃債務保障の利用	5	0	1	0	0
(利用料の助成)	5	0	1	0	0
入居支援	24	0	399	594	428

※「入居支援」：現在は東京都から指定を受けた居住支援法人や入居支援に協力する事業者等が増えてきたため、令和 4 年度よりそれらの機関へ依頼した件数に変更する。

5. 高齢者向け優良賃貸住宅【再掲 P. 105】 都市整備部住宅・マンション課

〔事業開始：平成 16 年 4 月〕

高齢者が安全で安心して居住できる、「バリアフリー化」・「緊急時対応サービス」が整った住宅です。世帯の所得に応じて、家賃が減額されます。豊島区では現在 4 団地、85 戸供給されています。入居対象世帯は、次のとおりです。

- ① 区内に 3 年以上住所を有すること。
- ② 60 歳以上であること。
(配偶者は、60 歳未満でも良い)
- ③ 世帯の月額所得が 487,000 円以下であること。
- ④ 自立した日常生活を営める健康状態であること